

# 差別法改正運動の過去・現在・未来（要旨）

## ——方法論を含めて——

関東ろう連盟 理事長

野澤克哉

障害者団体の中では聴覚障害者団体が差別法の改正に一番精力的に対応してきているようである。障害が目立たないので直接社会に向けて自分達の立場をアピールして行く必要がある。社会生活を営む上で差別法により権利や生活を制限されるが、聴覚障害のために生じる問題の社会生活上の本質が一般に中々理解されないので差別が起こりやすい。しかし、差別法改正に取り組めるようになったのは国民の生活が安定してきて障害者の存在が認知されるようになった昭和40年代(1965年)からで戦前や昭和40年代に入るまでは障害者団体や障害者個人の差別に関わる運動は無く、あっても殆ど顧みられなかった。特に戦前は社会的にもそのような運動が出来るような状態には全くなっていなかった。

### ＊ろうあ運動として取り組んだ主な法改正運動

#### ・道路交通法第88条

自動車運転免許取得運動

1968年（昭和43年）～1973年（昭和48年）

#### ・民法第11条の準禁治産者の規定

1975年（昭和50年）～1979年（昭和54年）

#### ・民法969条の公正証書遺言の規定

1997年（平成9年）～1999年（平成11年）

#### ・その他の全ての欠格条項改正について

1997年より本格的に開始

法改正は私達の主張が正しくても世論の支持が無ければ実現は困難である。運動面からはともかく専門家集団と協同した方が法改正は早い。

### ＊なぜ差別法改正運動がおきたのか？

基本的には聴覚障害があっても憲法第14条にも基づく法の下での平等であるという考え方が大切。

障害者も一般と同じ生活を享受する権利がある

#### ・道路交通法第88条のとき

- ・民法第11条のとき
- ・民法第969条のとき

## \* 差別法改正に当たっての方法

### ① 請願

国会に対しての働きかけ

メリット：議院の公報に登載され、公の記録の残り、関連委員会に付託され、問題が明示される。

民法第11条改正の方法の時

### ② 陳情

国会議員、関係各省庁、地方自治体に対しての働きかけ

メリット：請願の場合には、紹介議員が必要などの要件があるが、何の要件も無く手続的に楽く

例えば、県立、市立大学の医学部に障害者の人が入学した地域で、差別法改正決議をあげてもらふ、という方法はとりやすいのではないか。

### ③ 関係業界団体への働きかけ

医師会、薬剤師会、自動車教習所の事業団体への働きかけ

メリット：こういう所から改正の声が出ると役所が動き易い  
族議員への働きかけもこの中に含まれる。

### ④ 弁護士会の人権救済申し立て

弁護士会から「人権救済の勧告」を関係官庁に対して出せる

全国的問題→日弁連が勧告することになるか、あるいは、各地の弁護士会に申したいてをし、日弁連が集約するか。

メリット：金がかからない

### ⑤ 裁判で争う？

「具体的事件性」と言い、日本では 其の法によって権利を侵害された当事者だけが裁判闘争をおこせる。障害者団体には裁判を起す権利はない。例えば、医学部の学生の聴覚障害者が、医師国家試験を受けようとしたら受けられない、というような場合であれば具体的な権利侵害があるので、裁判を起すことが可能である。

外国では、ドイツ、フランス等憲法裁判所、、、、憲法違反の法律に対しては、具体的事件が無くても審査を開始できる。

運転免許、民法第969条の時

具体的事件について争う中で、憲法論を展開し、裁判所の判断を仰ぐことになる。

### ⑥ その他

# ろうあ者をめぐる社会情勢の変遷

—全日本ろうあ連盟を中心として—

東京都立保健科学大学非常勤講師 野澤克哉

- 1947(昭22) 5・25 「全日本聾啞連盟」発足(群馬県伊香保温泉木曾旅館)
- 1948(昭23) 4・ 1 ろう学校の義務教育化(段階的義務化)
- 5・ 1 日本聾啞新聞(日本聴力障害新聞の前身)発刊
- 5・10 第1回全国ろうあ者大会の開催(京都)
- 1949(昭24) 4・ 1 「身体障害者福祉法」制定
- 1950(昭25) 5・10 「財団法人全日本聾啞連盟」設立認可(厚生大臣)
- 1951(昭26) 9・ 「世界ろう連盟」設立
- 1959(昭34) 10・ 7 世界ろう連盟に加盟を決議(第9回全国ろうあ者大会)
- 11・ 1 「国民年金法」施行、障害福祉年金の支給開始
- 1960(昭35) 7・25 「身体障害者雇用促進法」成立
- 1963(昭38) 3・17 「日本ろうあ体育協会」発足、CISSに加盟
- 1965(昭40) 3・ 日本ベル福祉会館完成
- 11・ 第1回全国身体障害者スポーツ大会の開催(岐阜)
- 1966(昭41) 11・25 第1回全国ろうあ青年研究討論会の開催(京都)
- 1967(昭42) 1・22 手話通訳付き立会演説会の実施(東京)
- 8・13 第5回世界ろう者会議(ポーランド)に初の日本代表者派遣
- 10・23 第1回全国ろうあ者体育大会の開催(東京)
- 1968(昭43) 3・ 9 理事会において「運転免許運動推進中央本部」設置を決定
- 5・ ベル福祉会館、経営難により使用差止め強硬閉鎖
- 6・ 3 第1回全国手話通訳者会議の開催(福島)
- 1969(昭44) 10・25 「わたしたちの手話(1)」創刊
- 1970(昭45) 4・ 手話奉仕員養成事業の開始
- 1971(昭46) 5・30 自治省、立会演説会の手話通訳公費負担を通達
- 8・ 2 世界ろう連盟「聴力障害者の権利宣言」採択(パリ)
- 8・15 連盟「東京事務所」開所。大阪より本部移転
- 11・21 第1回全国ろうあ婦人大会の開催(京都)
- 1972(昭47) 4・ ろうあ者日曜教室開催事業の開始
- 1973(昭48) 4・ 手話通訳設置事業の新設
- 6・19 運転免許運動3万人の請願署名を国会に提出
- 8・28 補聴器着用条件での運転免許取得可能を警察庁が通達
- 1974(昭49) 1・28 テレビで初めて手話通訳を挿入(静岡)
- 6・ 3 「全国手話通訳問題研究会」発足(青森)
- 1975(昭50) 2・22 高田書記長、衆議院予算委員会で公述
- 5・ 1 民法11条改正運動を決議、連盟婦人部の発足(第24回全国ろうあ者大会/名古屋)
- 1976(昭51) 4・ 手話奉仕員派遣事業の開始
- 11・27 連盟による手話通訳認定試験の開始
- 1977(昭52) 2・ 1 4本柱の署名運動開始
- ①自動車運転免許獲得 ②民法11条改正 ③手話通訳制度化 ④聴言センター
- 4・ 8 NHK「聴力障害者の時間」放送開始
- 8・ 2 民法11条改正請願の採択(第81回国会衆議院法務委員会)
- 10・20 「季刊ろうあ運動」創刊
- 1979(昭54) 手話通訳指導者養成研修事業、標準手話研究事業の開始
- 12・11 民法11条改正、第90回臨時国会にて可決
- 1981(昭56) 1・ 1 「国際障害者年」
- ビデオカセットライブラリー制作貸出事業の開始
- 要約筆記奉仕員養成事業の開始
- 5・ 「つんぼ」「おし」等の不適切用語の法改正
- 6・ 6 手話通訳制度化採択(第94回通常国会)
- 1982(昭57) 11・29 手話通訳制度調査検討委員会の発足
- 1983(昭58) 1・ 「国連・障害十年」
- 10・14 身体障害者福祉法改正についての国会請願署名運動の開始
- 11・28 「公職選挙法」改正、立会演説会の廃止
- 1984(昭59) 8・ 7 「身体障害者福祉法」改正

- 1985(昭60) 4・24 「国民年金法」改正、障害基礎年金の導入
- 5・27 「手話通訳制度に関する検討報告書」を厚生省へ提出
- 8・ アイラブバンフ120万部普及運動開始
- 1986(昭61) 6・19 ろうあ立候補者の政見放送に手話通訳認めず政見放送について全国的運動の展開
- 11・29 文字放送の全国放送開始
- 12・ 5 自治省に「政見放送研究会」発足
- 1988(昭63) 5・20 「手話通訳認定試験基準策定等に関する検討報告書」を厚生省に提出
- 1989(平 元) 8・18 「ろう教育の明日を考える連絡協議会」発足
- 11・26 第1回手話通訳士試験の実施
- 1990(平 2) 3・28 初の手話通訳士誕生
- 4・ 2 NHK手話講座「みんなの手話」と手話ニュース放送開始
- 4・24 筑波技術短期大学設立。聴覚部に50名が入学
- 6・12 第11回世界ろう者会議日本開催協力について閣議了解
- 6・23 福祉関係八法可決。視聴覚障害者情報提供施設が法制化
- 7・ 季刊誌「みみ」発刊(旧「季刊ろうあ運動」を改題)
- 1991(平 3) 6・ 1 日本手話通訳士協会設立
- 7・ 5 第11回世界ろう者会議開催(於:東京)
- 1992(平 4) 12・ 6 「国連・障害者の十年」最終年記念国民会議開催(8日まで)
- 1993(平 5) 4・ 手話普及定着事業の開始
- 4・ 「障害者基本法」の制定
- 5・ 文部省手話のろう教育への導入認定
- 11・26 「障害者基本法」成立
- 1994(平 6) 11・ 2 「アジアろう者リーダー研修会」開催
- 1995(平 7) 12・ 9 聴覚障害者専用放送をめざす通信衛星による第一回実験放送
- 1996(平 8) 3・ 3 聴覚障害者専用放送をめざす通信衛星による第二回実験放送
- 1996(平 8) 8・ 4 全日ろう連50周年記念「知事と語ろう全国ろうあ者キャラバン」開始
- 1997(平 9) 2・ 3 全日ろう連50周年記念「知事と語ろう全国ろうあ者キャラバン」ゴールセレモニー開催  
(東京:日比谷公会堂)
- 6・ 創立50周年記念大会(於:埼玉)
- 6・ 第45回全国ろうあ者大会開催(埼玉:大宮)
- 6・15 全日ろう連「日本語一手話辞典」発行
- 1998(平10) 4・ 社会福祉法制定
- 6・13 「聴覚障害者の社会参加を制限する差別条項が含まれた現行法規の改正を」決議  
(第46回全国ろうあ者大会 於:青森)
- 7・ 「手話奉仕員及び手話通訳者養成カリキュラムについて」発表(厚生省)
- 9・ 5 「差別法令の改正をめざす中央対策本部」結成
- 10・ 1 聴覚障害者を差別する法令の改正をめざす署名・カンパ運動開始
- 1999(平11) 2・10 「聴覚障害者を差別する法令の改正をめざす中央集会」の開催(於:東京)
- 12・ 1 「民法969条」改正(第146回臨時国会)
- 2000(平12) 4・ 1 「介護保険制度」開始
- 5・29 「社会福祉事業法」「身体障害者福祉法」等の一部改正(第147回通常国会)
- 9・10 「聴覚障害者を差別する法令の改正をめざす全国集会」の開催(於:東京)
- 9・30 「50年の歩みそして未来へ」第5版発行
- 2001(平13) 6・13 「道路交通法の一部を改正する法律案可決(衆議院本会議)
- 6・22 障害者等に係る欠格事由の適性化等を図るための医師法等の一部改正する法案可決  
(衆議院本会議)
- 2002(平14) 1・12 全国統一第1回手話通訳登録試験実施
- 1・17 CS放送緊急災害通信実験実施
- 1・31 全国手話研修センター社会福祉法人認可
- 6・ 「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念第50回全国ろうあ者大会を初めて沖縄で開催
- 10・ 「第14回世界ろう連盟アジア太平洋地域事務局代表者会議」を大阪で開催
- 2003(平15) 4・ 障害者支援費制度スタート

# 聴覚障害者の歴史と運動

## —— 現代史年表の中で考える学習 ——

<基本点> 運動は社会全体の動向の中で捉え、分析していくことが正しい方向づけができるし、成功率が高い。

	昭和初年(1926)	昭和20年(1945)	昭和30年(1955)	昭和40年(1965)
社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和大恐慌</li> <li>・軍国主義対外侵略</li> <li>・富国強兵殖産工業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦後の復興期</li> <li>・社会的混乱</li> <li>・朝鮮事変(経済復興)</li> <li>・GHO覚書 (社会救济21年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度経済成長</li> <li>・核家族の傾向化</li> <li>・朝日訴訟(32年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済の安定成長</li> <li>・情報化社会へ</li> <li>・核家族化強まる</li> </ul>
法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>(明治帝国憲法)</li> <li>・救護法(昭4年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国憲法制定(22年)</li> <li>・社会福祉事業法(22年)</li> <li>・身体障害者福祉法(24年)</li> <li>・生活保護法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者雇用促進法 (35年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身障害者対策基本法 (45年)</li> <li>・年金、手当制度等大幅にアップされる (革新知事時代)</li> </ul>
運動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本ろうあ協会発足 (大4年)</li> <li>・日本ろうあ協会活動停止 (昭19年)</li> <li>・健聴者が会長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全日本ろうあ連盟発足 (22年)</li> <li>・ろう者が会長</li> <li>・全国ろうあ者大会開催 (23年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情を中心とした運動</li> <li>・財源なく専従者なし</li> <li>・運転免許獲得運動開始</li> <li>・国立ろうあ者更生所 (33年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「わたしたちの手話」発行 ⇒財政的基盤ができる</li> <li>・生活と権利を守る運動 スタート</li> <li>・権利獲得が運動の中心 となる</li> </ul>
立場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不具廃失者としての存在</li> <li>・社会的発言権なし</li> <li>・選挙権なし</li> <li>・結婚困難 (親のすすめ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「つんぼ」「おし」としての 状態</li> <li>・社会的にまだまだ弱い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業を求めて大都会に 移住してくるようになり 社会の前面に出てくる</li> <li>・親との分離が強まる</li> <li>・結婚相手は同障害者の 傾向</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的理解が出てくる</li> <li>・大学卒ろう者の社会進出</li> <li>・民法第11条に接触する 事例の増加</li> <li>・有配偶者の増加</li> <li>・テレビへの手話通訳者の 導入</li> </ul>
職業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作男、下男、女中、和裁、 洋服仕立て、農業中心</li> <li>・経済的自立不十分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業を示す割合が高い</li> <li>・単純技能工程の職業への 採用</li> <li>・経済的に弱い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大都市の職場に進出</li> <li>・零細、小企業中心の待遇 が劣悪</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新分野の職業にも進出 するようになる</li> <li>・職業安定所の窓口で 占めるウエイト高まる</li> <li>・経済的に安定し始める</li> </ul>
手話	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話の社会的 評価ゼロ</li> <li>・一部ろう学校教師</li> <li>・手勢 (指文字に似た表現)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話の社会的評価低い (手真似)</li> <li>・一部のろう学校教師や 熱心な理解者が少しずつ 出てきた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話が社会の表面に 出てくる</li> <li>・ろう者の差別に共に闘う 手話通訳者が出てくる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話講習会、手話奉仕員 派遣事業が始まる</li> <li>・手話サークルの誕生</li> <li>・全国手話通訳問題研究会 スタート(43年)</li> </ul>
教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話の否定化、口話教育</li> <li>・任意入学</li> <li>・盲ろう教育 (同一教育)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話の全面否定化</li> <li>・純口話主義、職業教育</li> <li>・段階的義務教育(22年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・純口話主義</li> <li>・職業教育主義</li> <li>・隔離教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口話、聴能教育</li> <li>・インテグレーションが活発化</li> <li>・栃木ろう学校の同時法 スタート</li> <li>・成人ろう者のろう教育批判 高まる</li> </ul>

—— 暗黒時代 —— 器質障害(障害そのもの)を認めてもらう運動 —— 能力障害克

# 野沢 克哉

(東京都立保健科学大学)

昭和50年(1975)

昭和60年(1985)

平成5年(1993)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界的な経済不況の中で低成長</li> <li>・価値観の変化</li> <li>・政治的不信感</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リクルート問題 (63年、平成元年)</li> <li>・昭和天皇崩御(64年1月)</li> <li>・「平成」の手話表現決まる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保革連合内閣(平成5年)</li> <li>・学生就職の超氷河期現象(平成7年⇒)</li> <li>・住専問題(平成7年)</li> <li>・ホームレス問題</li> <li>・国際テロ</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者雇用促進法の強制法化(51年)</li> <li>・民法第11条より盲、ろう、啞者を削除(55年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の雇用促進等に関する法律(63年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者基本法の制定(平成5年)</li> <li>・刑法第40条の改正(平成7年)</li> <li>・社会福祉法の制定(平成10年)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・出版事業の成功</li> <li>・専従者を設置する協会の増加</li> <li>・4本柱⇒3本柱</li> <li>・委託事業の増加</li> <li>・世界ろう連盟への加盟</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第11回世界ろう者会議の日本開催(平成2年/1991)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第12回世界ろう者会議(1995年/オーストリア)日本より多数参加</li> <li>・アジア太平洋障害者会議に全日ろう連単独参加(1993年から)</li> <li>・聴覚障害者精神保健研究会発足(平成4年)</li> <li>・CS実験放送開始(平成7年)</li> <li>・全日ろう連創立50周年記念大会(平成9年)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的に安定し社会的評価も少しずつ出てくる</li> <li>・レジャー余暇活動が活発になる(旅行ブーム)</li> <li>・「聴力障害者の時間」開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FAX電話普及</li> <li>・中失、難聴者協会スタート⇒活発化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン通信の普及</li> <li>・携帯FAXの普及を始め聴覚障害者用日常用具の拡大</li> <li>・字幕放送拡大運動と字幕放送の漸増</li> <li>・障害者白書の発行(平成7年)</li> <li>・CS放送の開始</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大企業の障害者採用⇒選別化(57年以降)</li> <li>・徒弟的職業の崩壊</li> <li>・職場内の地位問題</li> <li>・OAの影響</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急速な技術革新</li> <li>・聴覚障害者のポスト問題の顕在化</li> <li>・職場内の情報コミュニケーション保障の在り方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術革新、不況による中高年聴障者の失業増大(平成5年⇒)</li> <li>・OA系職種増大と単純技能職の衰退</li> <li>・先天ろうあ者司法試験合格(平成7年)</li> <li>・ホワイトカラーの受難期(リストラ対象)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話ブーム(54年頃より)</li> <li>・手話劇の活発化</li> <li>・自治体採用手話通訳者の増加(56年度 240余名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳士認定試験(平成元年/1990)</li> <li>・アメリカ手話、国際手話講習会(63年以降)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳士協会スタート(平成3年)</li> <li>・政見放送に手話通訳士の一括導入(平成7年⇒)</li> <li>・デフカルチャーの考えが広まる</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・インテグレーションの普及と見直し</li> <li>・高等教育問題の活発化</li> <li>・手話の表立った反対が減少</li> <li>・重複障害者問題</li> <li>・キュードスピーチ法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ろう教育への手話の導入運動活発化</li> <li>・ろう教育の明日を考える連絡協議会(平成元年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文部省の手話の聾教育への導入認定(平成5年)</li> <li>・ろう教育フォーラムの活発化(平成4年⇒)</li> <li>・トライボットのカール、カーシュナ博士の来日等外人講師の来所が漸増</li> </ul>

服の運動  
55年(1980)

社会的障害に対する運動

## 1)行政訴訟

「処分の取り消し」を求める

処分→行政庁の処分、その他公権力の行使に当たる行為

不利益処分→特定の者を名宛人としてこれに義務を課し、又はその権利を制限する処分

例：試験の門前払いが処分に当たるか？

## 2) 民事訴訟

「慰謝料請求」不当な扱いを受ける。精神的損害の発生→慰謝料

例：資格を取れないことでの財産的な損害については算定が困難と思われるが、あえていえば、資格を取るために勉強したお金が無駄になったと言う事か？

## 3) 国の法律に依る制限

国家賠償の対象

例：行政が試験を受けさせてくれないなどの制限

## 4) 立法の不作为

これをいうためには、国会での審議があった方がよい。請願などを行い、差別規定の存在とその不合理を事前に訴える。あるいは議員に依る各種委員会でも質問してもらうことが肝要

## \*今後の展望

- ・障害者に対する社会状況、世論の支持、理解は高まっている
- ・国としての取り組みの開始と中味  
絶対差別が 2001 年 7 月に改正され、相対的、条件付きとなった。付帯条件がついているが運動の継続は必要である。
- ・具体的事件性に挑戦する若手の育成とそういう若手の増加が課題
- ・聴覚障害者の社会的立場、発言力の向上が必要！特に今後は立法や行政の中枢に聴覚障害者を送り出すことが重要であろう。

聴覚障害者や障害者の人権は周囲の人々の意識的か無意識的な言動で侵害されることが多いことを自覚する必要がある。特に聴覚障害者は障害が見えないことと直ぐに直接コミュニケーションが取れないので知らない間に人権が侵害されていたり、侵害されることがある。

## 共に学習をし、頑張ろう！

\*この講演要旨の作成に当たっては、特に「差別法改正に当たっての方法」の項目は宮田圭子弁護士の講演の項目を引用させて頂きました。